四　身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）第四条

五　特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）第一条

六　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条

七　通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）第一条

（放送法の一部改正）

第三十九条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）」に改め、同条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第百七十七条第一項第二号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構等」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同項第十八号中「独立行政法人科学技術振興機構が独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法」に改め、同項第二十六号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同項第二十七号中「独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構が国立研究開発法人海洋研究開発機構法」に改め、同項第三十二号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同項第三十三号中「独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法」に改め、同項第三十四号中「独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

第三百四十八条第二項第三十六号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同項第三十七号中「独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産総合研究センター法」に改め、同項第三十八号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同項第三十九号中「独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改め、同項第四十三号中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第三百四十九条の三第十一項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第十六項中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同条第十七項中「独立行政法人海洋研究開発機構が」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法」に改め、同条第二十一項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、同条第二十二項中「独立行政法人科学技術振興機構が」に、「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構が」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第四十一条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

第二条の二第五号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第四十二条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十五の項中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第四十四条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」に改める。

第六条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正）

第四十五条　次に掲げる法律の規定中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第一号ハ

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条第一号ハ

三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十四条第二号ハ

四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第十四条第二号ハ

（総務省設置法の一部改正）

第四十六条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　地方財政審議会（第九条―第十七条）」を「第二款　地方財政審議会（第九条―第十七条）　第二款の二　独立行政法人評価制度委員会（第十七条の二）」に、「第五款　電波監理審議会（第二十条）　第六款　独立行政法人評価委員会（第二十一条）」を「第五款　電波監理審議会（第二十条・第二十一条）」に改める。

第四条第十九号イ中「（第十七号の規定による評価に関連する場合に限る。）」を削る。

第八条第二項中「国地方係争処理委員会」を「国地方係争処理委員会　」に、「独立行政法人評価委員会」を「電波監理審議会」に改める。